

最高裁民二第1461号

(人い-07)

平成29年4月28日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

民事調停委員及び家事調停委員に対する高等裁判所長官表彰
について（通達）

標記の表彰について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰の目的

表彰は、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、調停制度のために顕著な功績があった者の労をねぎらうとともに、調停制度の発展に資することを目的とする。

2 表彰の対象者

表彰は、人格識見共に高く、民事調停委員又は家事調停委員として職務に精励し、その功績が顕著な者に対して行う。

3 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、毎年、最高裁判所事務総局民事局長及び同家庭局長が定める人員の枠内において、高等裁判所長官が行う。

4 被表彰者の決定方法

- (1) 民事調停委員と家事調停委員とに併せて任命されている者については、それぞれの事績を総合して評価した上、その功績に即して、いずれか一方の調停委員として取り扱う。

(2) 司法委員及び参与員としての事績は、評価の対象としない。

(3) 各地方裁判所及び各家庭裁判所の被表彰者の人数は、各管内の調停事件受理件数等を考慮して配分する。

5 表彰の日

表彰の日は、高等裁判所長官が定める日とする。

6 死亡者の表彰

被表彰者に決定された者が表彰の日の前日までに死亡した場合には、生前の日付で表彰を行うことができる。

7 表彰の方法

表彰は、高等裁判所長官の表彰状を授与し、副賞を贈呈して行う。

8 表彰に要する費用

表彰に要する費用は、予算の示達が行われる。

付 記

この通達は、平成29年4月28日から実施する。